

## ACSV MONTHLY LETTER

## ● 所得税の主な非課税所得

所得税は、原則としてすべての所得に対して課税されますが、社会政策的に特定の所得については課税しないこととなっています。主な非課税所得は次の通りです。

内容	備考
当座預金の利子など	年1%を超える当座預金の利子は課税
通勤手当など	出張旅費、通勤手当など
恩給、年金など	恩給法に規定する負傷、疾病で受ける給付 遺族の受ける恩給、年金 心身障害者扶養共済制度に基づく給付
損害保険金など	資産の損害により支払を受ける損害保険金 障害保険金や慰謝料など
公社債等の譲渡	割引債は課税
賞金など	ノーベル賞など、財務大臣の指定する賞金など オリンピック委員会から交付される報奨金など 宝くじの当せん金
財形貯蓄の利子	元本合計550万円以下の利子
社会保険や生活保護の給付	傷病手当、失業手当、子ども手当、児童扶養手当、生活保護など

なお、課税される所得であっても給与所得控除・譲渡所得の特別控除・青色申告特別控除などにより、結果として課税されないこともあります。

## 税務カレンダー

	内容	備考
11月	所得税予定納付(第2期) 個人事業税納付(第2期)	減額申請ができます。
12月	年末調整	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

## 【臨時休業のお知らせ】

12月26日(月)～28日(水)は、臨時休業させていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承ください。

なお、年末は12月30日(金)まで、年始は1月5日(木)から営業予定です。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

(できるだけ電子メールでお願いしております)